

少第 674 号
平成 19 年 11 月 1 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県少年警察活動規程の解釈及び運用基準について（通達）

このたび、岐阜県少年警察活動規程（平成19年岐阜県警察訓令第40号）を制定し、平成19年11月1日から施行することとしたが、その解釈及び運用基準は別添のとおりであるから誤りのないようにされたい。

なお、「岐阜県少年警察活動規程の解釈及び運用基準について（通達）」（平成14年12月24日付け少第1107号）、「軽微な少年事件の適正な捜査について（例規通達）」（平成12年3月8日付け少発第39号ほか）、「少年事案の取扱いに伴う書類の作成について」（平成14年12月26日付け少第1145号ほか）及び「少年事案処理簿の記載要領について」（平成15年1月10日付け少第16号）は、廃止する。

別添

岐阜県少年警察活動規程の解釈及び運用基準

第1 制定の趣旨（第1条関係）

岐阜県警察における少年警察の運営については、岐阜県少年警察活動規程（平成19年岐阜県警察訓令第40号）の定めるところにより実施してきたところであるが、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）の施行に伴い、当県における少年警察活動に関し、その手続、留意事項その他必要な事項について新たに制定したものである。

第2 解釈及び運用基準

1 用語の定義（第2条関係）

犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号）第2条により、「特定少年」及び「児童虐待を受けたと思われる児童」が新たに定義され、ぐ犯少年については、特定少年に該当する場合を除くと定義された。

2 少年補導職員（第3条関係）

- (1) 少年補導職員とは、特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動を行わせるため、その活動に必要な知識及び技能を有する警察職員（警察官を除く。）のうちから警察本部長（以下「本部長」という。）が命じた者をいい、「少年相談専門職員」を包括するものである。
- (2) 少年法（昭和23年法律第168号。以下同じ。）第6条の2第3項の規定に基づき、警察官は、触法少年事件（触法少年に係る事件をいう。以下同じ。）について、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する警察職員（警察官を除く。）に、押収、捜索、検証及び鑑定の嘱託を除く調査をさせることができる。
- (3) 本部長は、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。）第1条の規定に基づき、少年補導職員のうちから、低年齢少年に対する質問その他の職務に必要な事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有すると認められる者を、当該警察職員に指定する。
- (4) 当該警察職員は、上司である警察官の命を受け、触法少年事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。
ここでいう教育訓練とは、触法少年事件の調査（以下「触法調査」という。）のために必要な専門的知識である、可塑性に富むなどの低年齢少年一般の特性及び発達障害等の特別な事情を持つ少年の特性並びに低年齢少年等の特性を踏まえた質問等の調査要領についての研修等をいう。
- (5) 当該警察職員は、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有することから、上司である警察官の命を受け、ぐ犯少年事件（ぐ犯少年に係る

事件をいう。以下同じ。)の調査(以下「ぐ犯調査」という。)も行うことができる(少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第28条)。このため、当該警察職員の指定に係る教育訓練の際には、ぐ犯調査の実施要領についての指導教養も実施する。

なお、特定少年に該当する少年は、ぐ犯少年には該当しないことに留意すること(規則第2条第5号)。

3 少年警察活動の基本(第7条関係)

少年警察活動を行うに際しては、次に掲げる事項を基本とする。

なお、少年法及び規則における少年の定義は、20歳に満たない者をいうとされている(少年法第2条第1項、規則第2条第1項)が、特定少年については、保護事件等の特例が定められていることに留意すること。

(1) 健全育成の精神(第1号)

少年警察活動の目的である「少年の健全な育成」を期する精神をもって当たるとともに、少年の「規範意識の向上及び立直りに資する」よう配意するものとする。「規範意識の向上」は、少年の非行の防止に不可欠な要素であり、また、「立直り」とは、非行少年及び不良行為少年が立ち直ることのみならず、被害少年がその精神的打撃から立ち直ることも含むものである。

なお、少年警察活動を行うに当たっては、少年が立ち直ってこそ「少年の健全な育成」という最大の目的が達成されることに留意するものとする。

また、少年警察活動に携わる者は、「少年の健全な育成」を期するため、人格の向上と識見の涵養に努め、少年、保護者その他の関係者の信頼が得られるように努めるものとする。

(2) 少年の特性の理解(第2号)

少年の心理、生理その他の特性に関する深い理解をもって当たるものとする。これは、少年が心身共に成長期にあつて環境の影響を受けやすいこと、可塑性に富むこと等を理解する必要性を示したものである。

(3) 処遇の個別化(第3号)

少年の性行及び環境を深く洞察し、非行の原因の究明や犯罪被害等の状況の把握に努め、その非行の防止及び保護をする上で最も適切な処遇の方法を講ずるようにするものとする。これは、個別の少年の特性に応じて最善の処遇を講ずることの必要性及びその前提として少年自身とその環境を深く洞察し問題点を把握することの必要性を示したものである。

(4) 秘密の保持(第4号)

秘密の保持に留意するものとする。これは、少年その他の関係者のプライバシーに配慮する必要性を示したものである。非行少年に係る事件の捜査又は調査(以下「捜査・調査」という。)、不良行為少年の補導、少年相談等により知り得た秘密を漏らしてはならないことは当然のことであるが、特に、少年の立直りを期する上では、少年その他の関係者に秘密の保持について不安を抱かせないことが重要であることから、これに配意するものとする。

(5) 国際的動向への配慮（第5号）

少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向に十分配慮するものとする。「国際的動向」としては、例えば、児童の権利条約の採択及び児童の商業的性的搾取に関する取組が世界的に行われていることが挙げられるが、このような国際的な動向に十分配慮する必要性を示したものである。

なお、これらの動向を踏まえて、日本人が国外において敢行する児童買春事犯、インターネットを利用した児童ポルノ事犯等の積極的な取締り、児童の性的搾取等の防止のための広報啓発を強力に推進するものとする。

4 関係機関、ボランティア等との連携（第8条関係）

「その他の少年の健全な育成に係る業務を行う機関」とは、都道府県の青少年担当課、教育委員会、精神保健福祉センター、検察庁等であり、「少年の健全な育成のための活動を行うボランティア又は団体」の例としては、少年補導員等の少年警察ボランティア及びその団体、市町村の少年補導センターにおいて委嘱されている少年補導委員、PTA等が挙げられる。

また、関係機関等との連携に際しては、警察から協力を求めるほか、相手方が主体となって実施する活動にも積極的に協力するものとする。

5 少年事件選別主任者及び少年事件選別補助者（第13条関係）

(1) 少年処遇の基本を踏まえて、捜査・調査を適正に行うため、事件指揮簿、少年事件処理簿、呼出簿及び犯罪事件処理簿の決裁段階で、次の事項について少年事件選別主任者の合議を求め、捜査・調査の着手から終結に至る各捜査等の段階において少年の心理、生理その他の特性に鑑み配慮すべき事項等について少年事件選別主任者の意見を聴き、適時適切に反映させるものとする。

ア 非行少年に係る事件（交通法令違反又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷処罰法」という。）に規定する罪若しくは交通事故に係る刑法（明治40年法律第45号。以下同じ。）に規定する罪に係る犯罪少年又は触法少年事件を除く。）に関し、少年（参考人を含む。）の呼出し、取調べ、身柄措置その他事件の処置方針

イ 措置の選別及び処遇意見の決定

ウ 身柄の拘束を受けていない少年被疑者の指紋等の採取及び写真の撮影

(2) 少年事件選別主任者の意見を非行少年に係る事件に反映させるため、当該事件の担当者は、少年事件措置選別及び処遇意見審査票（犯罪少年、触法少年用）（別記様式第1号）並びに少年事件措置選別及び処遇意見審査票（ぐ犯少年用）（別記様式第2号）を作成し、少年事件選別主任者に意見を求めるものとする。この場合において、少年事件選別主任者は、同審査票に基づいて再犯の危険性や要保護性を審査し、警察の処遇意見に関して意見具申を行うものとする。

なお、同審査票は、関係書類（控）に添付して保管するものとする。

(3) 少年事件選別補助者は、非行少年、不良行為少年及び要保護少年に対する年齢、性格、再非行の危険性（要保護性）の有無などを的確に把握し、

少年処遇上の技術的な事項について必要な意見を述べ、少年事件選別主任者の職務が適正かつ円滑に行われるよう補助するものとする。

6 継続補導（第20条～第22条関係）

(1) 継続補導の基本

継続補導は、少年に対する助言、指導、カウンセリング等を通じて行うものであり、専門的な知識及び技能を必要とし、継続的に実施することを要する活動である。

このため、原則として、少年サポートセンターに配置された少年補導職員又は少年補導担当の警察官（以下「少年補導職員等」という。）が実施するものとする。

(2) 受理警察署が継続補導をする場合

当該少年相談を受理した警察署が継続補導を実施することが適切であると認める場合とは、継続補導の対象となる少年の居住地が少年サポートセンターから遠く離れている場合のほか、警察署に適当な少年補導職員等が配置されている場合等である。その場合においては、少年サポートセンターから個別具体的な指導を受けるとともに、少年サポートセンターに対し継続補導の経過に係る一般的な報告を行うなど、緊密な連携を図るものとする。

(3) 非行少年に係る継続補導

犯罪少年及び14歳以上のぐ犯少年については、警察において必要な捜査・調査を行い関係機関に送致され、又は通告された後は、当該機関における措置に委ねられることとなるため、継続補導の対象とはならない。

(4) 捜査・調査と並行して、本人又はその保護者への助言や学校等への連絡等の必要な措置を執ることができるが、学校等へ連絡する場合には関与する者が多くなることから、少年のプライバシーに配慮する必要性に鑑み、保護者の同意を得ておくこととしたものである。

なお、特定少年に対しては、「保護者」を「本人」とし、本人の同意を得るものとする。

7 少年の社会参加活動等（第23条、第24条関係）

(1) 関係機関等との協力

少年の非行の防止や保護のためには、少年に対してその身体的・精神的よりどころとなる居場所を提供することが重要である。

なお、この種の活動を効果的に実施するためには、学校その他の関係機関等が実施する少年の健全な育成のための活動との役割分担に配慮すること、及び警察が有する少年警察活動に関する知識、経験その他の専門性を生かすことが重要である。

(2) 活動の具体的内容

公園の清掃、落書き消し等の環境美化活動、福祉施設の訪問、生産体験活動その他の社会参加活動並びに警察署の道場等における少年柔剣道教室及びスポーツ大会はもとより、少年の居場所づくりに資する多種多様な活動が想定される。

8 情報発信（第25条関係）

少年警察活動については、家庭、学校及び地域社会と一体となって取り組むことが極めて重要であることに鑑み、県民に少年の非行情勢や犯罪被害の実態を広く周知し、少年警察活動に対するより深い理解と積極的な協力を得るとともに、県民、関係機関、民間ボランティア団体等の自発的な活動を促し、支援するために、関係する情報を積極的に発信するものとする。

9 民間の自主的活動に対する配慮（第29条関係）

「その求めに応じ」とは、押し付けや相手方の意思に反して行うことを排する趣旨であり、少年警察ボランティアによる街頭補導活動や有害図書の自動販売機の撤去運動、20歳未満の者の飲酒及び喫煙を防止するための関係業者、業界団体のキャンペーン等の民間の自主的活動を積極的に支援し、協力することを妨げるものではない。

10 地域的な非行防止施策推進上の留意事項（第31条関係）

非行防止施策を実施する地域を指定するに当たっては、当該施策の効果が認められるように範囲を選定することとしたが、これは例えば、地域が広すぎて効果が行きわたらないこととならないように留意することである。

11 少年事件の捜査及び調査の担当部門（第32条関係）

(1) 犯罪少年事件の捜査、触法少年事件及びぐ犯少年事件に係る調査については、少年の特性に配慮しつつ、個々の少年の適正な処遇に努めなければならないことに鑑み、原則として、少年警察部門に属する警察官に担当させるものとする。ただし、次のアからキまでに掲げる非行少年に係る事件については、少年警察部門以外の部門に属する警察官に捜査・調査させることができるものとする。

ア 20歳以上の被疑者を主とする事件に関連する犯罪少年事件

「20歳以上の被疑者を主とする事件」とは、20歳以上の被疑者と共同正犯事件であって、犯罪の謀議及び実行において、20歳以上の被疑者が主導的な役割を演じている事件のほか、少年が従犯として20歳以上の被疑者の犯罪行為に加担している犯罪少年事件をいう。

イ 少年法第20条第2項又は第62条第2項の規定により、原則として家庭裁判所から検察官に送致されることとなる犯罪少年事件

いわゆる検察庁逆送事件を指し、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その犯罪を犯すとき16歳以上の少年に係る事件」又は「死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって、その罪を犯すとき特定少年に係る事件」をいう。

ウ 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪又は死刑若しくは無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る犯罪少年事件

エ 事件の内容が複雑かつ重要な事件であり、他の部門に捜査させることが適当であると認められる犯罪少年事件

「事件の内容が複雑かつ重要な事件」とは、捜査の遂行に際して、特に熟練した捜査官の専門的な捜査技術によらなければ事案の解決が容易

でない」と認められ、かつ、社会的に大きな不安を醸成しているような犯罪少年事件をいう。

オ 交通法令違反に係る犯罪少年事件又は触法少年事件

道路交通関係法令の違反事件の捜査・調査は、道路交通秩序の維持という技術的行政活動と表裏して行われる必要があるので、交通警察部門において行うものとする。

カ 自動車運転死傷処罰法に規定する罪又は交通事故に係る刑法に規定する罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件

交通事故に起因する事件の捜査・調査は、オと同様の趣旨で交通警察部門において行うものとする。

キ アからカまでに掲げるもののほか、本部長又は署長が少年警察部門以外の部門に属する警察官に捜査・調査させることが適切であると認める犯罪少年事件又は触法少年事件

犯罪の発生・捜査状況等の諸事情から、本部長又は警察署長（以下「署長」という。）が適切と認める犯罪少年事件又は触法少年事件については、少年警察部門以外の部門に属する警察官に捜査・調査させることができるものとする。

(2) 少年警察部門以外の警察官に捜査・調査を行わせる場合の必要な支援
第2項の必要な支援の例としては、

ア 少年の特性に配慮した捜査・調査の実施のために必要な指導教養又は助言

イ 少年の面接又は質問の用に供するための適切な場所の提供等が挙げられる。

12 捜査又は調査に伴う措置（第33条関係）

非行少年については、当該少年に係る事件の捜査・調査のほか、その適切な処遇に資するため必要な範囲において、時機を失することなく、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。これは、関係機関に送致され、又は通告された非行少年については、当該機関における措置に委ねられることとなることを前提とした上で、個別の事件によっては、他機関における措置に委ねるまでにいくらかの時間的間隙が生じる場合があり、その間、当該少年について何らの措置も執らない場合には、当該少年が極めて不安定な立場に置かれるなど、当該少年の適切な処遇を妨げるおそれもあることから、本人又はその保護者への助言や学校等への連絡等、当該少年の適切な処遇に資するため必要な措置については、時機を失することなく行うことを規定したものである。

なお、これらの措置は、少年の健全な育成を期して行われる任意の措置であり、これにより少年法第41条及び第42条に規定するいわゆる全件送致主義を没却することのないよう留意する必要がある。

関係機関への送致又は通告は、捜査・調査が終了した後、速やかに行うものとする。

13 関係機関との連絡（第36条関係）

犯罪少年事件の捜査を行うに当たって必要があるときは、家庭裁判所、子ども相談センター、学校その他の関係機関との連絡を密にしなければならない。この場合においては、所属長の指揮の下に行うものとする。

触法調査又はぐ犯調査を行うに当たっては、必要に応じて、調査における少年の状態等所要の事項を連絡するなど、特に家庭裁判所及び子ども相談センターとの連携を密にしつつ進めなければならない。

14 新聞発表等の際の留意事項（第38条関係）

犯罪少年事件の新聞発表等については、当該少年の氏名、住居のほか、学校名、会社名等その者を推知させるような事項及び当該少年の写真を提供してはならない。

また、触法少年事件については、その性質上、報道機関等への発表は、特に慎重に判断するものとする。ただし、特定少年のときに犯した罪に係る事件であって当該罪により公訴を提起された者に係るもの（略式命令の請求がされたものを除く。）については、この限りでない。

なお、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の国会審議に際し、衆議院及び参議院の法務委員会において、「特定少年のときに犯した罪についての事件広報に当たっては、（中略）いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならない」旨の附帯決議が付されていることから、その趣旨を踏まえた対応に努めること。

15 犯罪少年事件の捜査の基本（第41条関係）

犯罪少年事件の捜査については、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）第203条の規定に基づき、家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって当たらなければならない。

捜査に当たっては、規範第204条の規定に基づき、少年の特性を考慮し、特に他人の耳目に触れないようにし、言動に注意する等温情と理解をもって当たり、少年の心情を傷つけないように努めなければならない。

16 呼出し上の留意事項（第42条関係）

(1) 少年の被疑者又は重要な参考人の呼出しについては、本部長又は署長に報告し、その指揮を受けなければならない（規範第202条、第102条第1項）。

捜査のために少年の被疑者を呼び出すときは、規範第207条の規定に基づき、原則として保護者等に連絡するものとする。特定少年の被疑者を呼び出すときも同様である。規範第207条ただし書の「連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるとき」の例としては、連絡することにより、保護者と少年との信頼関係を損なうおそれがある場合、少年が虐待を受けるおそれがある場合、就業先を解雇されるおそれがある場合、逃亡又は証拠隠滅のおそれがある場合等が挙げられる。

(2) 呼出しに当たっては、呼出しを受ける者の心情を理解するとともに、呼出しを行う場所、時期、時間、方法等について配慮し、少年が無用な不安

を抱かないよう配慮するものとする。

例えば、学校又は職場に直接呼出しの連絡をすること、少年の授業中又は就業中に呼び出すこと、制服警察官が呼出しに行くこと等当該少年が警察から呼び出されたことが周囲の者に容易に分かるようなことは、規範第204条の趣旨からも避けるべきであり、少年の保護者等を呼び出す場合においても、当該保護者等が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。

また、少年を警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、警察職員が家庭へ出向くことや、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮するものとする。

(3) 少年の被疑者その他の関係者に対して任意出頭を求める場合には、呼出簿（規範別記様式第8号に規定する呼出簿をいう。）に所要事項を確実に記載して、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。

17 取調べ上の留意事項（第43条関係）

少年の被疑者の取調べを行う場合においては、やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者その他適切な者を立ち合わせることに留意するものとする。

これは、少年に無用の緊張を与えることを避け、真実の解明のための協力や事後の効果的な指導育成の効果を期待するという趣旨に基づくものである。したがって、適切と認められる者であるかどうかは、飽くまで少年の保護及び監護の観点から判断されるものであり、少年を保護又は監護する者と通常いえない者は含まれない。適切と認められ得る者の例としては、少年の在学する学校の教員、少年を雇用する雇用主等が挙げられる。保護者その他適切な者の立会いについては、個別の事案に即し、この趣旨に沿って対応すべきものである。

18 強制措置等の制限（第44条関係）

少年の被疑者を留置する場合には、少年法第49条第1項及び第3項の規定に基づき、20歳以上の者と分離し、かつ、原則として各別に収容するものとする。ただし、少年法第20条第1項又は第62条第1項の規定に基づく検察官への逆送の決定があった特定少年の被疑事件の被疑者に対しては、当該事件に係る留置に限って、同法第49条第1項及び第3項の規定が適用されないことに留意すること。

19 触法調査の基本（第49条関係）

(1) 少年の適正な処遇を図るためには、非行事実を解明することが前提であり、個々の触法調査においては、低年齢少年の特性に配慮しつつ、搜索、差押え等の権限を適正に行使し、非行事実の解明等を的確に行わなければならない。

(2) 第2項中の「可塑性」とは、少年の健全育成の関係では、少年が非行から立ち直る可能性を意味する。「迎合する傾向にある」とは、少年は、質問の担当者の威圧感に萎縮し、反論することが困難であると感じた場合等に、自分の認識等を曲げて担当者の意図に沿うような回答をしやすいこと

をいう。このほか、低年齢少年は、被誘導性（例えば質問者が自分の求めている回答をするように仕向けた質問をした場合に、回答者が自らの認識等を曲げ、質問者の誘導に沿った回答をするという特性を意味する。）及び被暗示性（例えば質問者が回答をほのめかすような質問をした場合に、回答者が自分の認識等を曲げ、質問者の暗示に沿った回答をするという特性を意味する。）が特に強いこと等の特性を有することから、調査に従事する者は、これらの特性についての深い理解をもって当たらなければならない。

- (3) 触法調査においては、規則第16条に掲げる事項について調査を進め、事案の真相を明らかにするように努めること。その際には、家庭裁判所、子ども相談センター等の関係機関との連携のほか、少年、保護者又は関係者のプライバシーに配慮しつつ進めること。

20 調査主任官（第51条関係）

- (1) 個々の事件について、適正な管理及び任務分担の下、組織的かつ効果的に調査を進めるためには、調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定、調査方針の確立、関係機関との連絡調整その他の適正な調査の遂行及び管理の要となる者を明確にすることが重要であることから、本部長又は署長は、この趣旨を踏まえた上で、触法調査に係る調査主任官について指名すること。

- (2) 調査主任官の指名に当たっては、岐阜県警察総合捜査管理システム（「岐阜県警察総合捜査管理システム運用要綱」（令和元年12月27日付け刑総第1273号ほか。以下「総合捜査管理システム」という。）に調査主任官を登録して管理し、責任を明確にした上で、被指名者が閲覧できる状態にしておくものとする。

21 本部長調査指揮事件（第52条関係）

- (1) 本部長が指揮する事項は、次に掲げるとおりとする。

- ア 調査の着手及び調査方針の樹立
- イ 強制措置の要否
- ウ 少年又は重要参考人の呼出し又は取調べ
- エ 事件の送致又は通告
- オ 送致又は通告に際して付すべき処遇意見
- カ その他調査につき指揮を必要とする事項

- (2) 第3項に規定する「比較的軽微と認められる事件」とは、おおむね次に掲げる事件とする。

- ア 短期2年以上の懲役又は禁錮に当たる罪で、内容が単純なもの
- イ 押収、捜索、検証又は鑑定の嘱託を行う事件で、内容が単純なもの

22 付添人の選任等（第54条関係）

少年法では、触法調査に関し、少年及び保護者が、いつでも弁護士である付添人を選任できるとされている。この趣旨を踏まえ、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者又はその保護者に対して、付添人制度について分かりやすく説明するとともに、必要に応じて関係機関・団体につい

での紹介、助言等を行うこと等に配慮すること。

なお、付添人選任届は、付添人を選任できる者と付添人の連署が必要であるが、法定の書式はなく、当該少年の付添人として選任されたことが分かればそれで足りる。

23 呼出し上の留意事項（第55条関係）

(1) 呼出しに当たっては、呼出しを受ける者の心情を理解するとともに、呼出しを行う場所、時期、時間、方法等について配慮し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。

例えば、学校又は職場に直接呼出しの連絡をすること、少年の授業中又は就業中に呼び出すこと、制服警察官が呼出しに行くこと等当該少年が警察から呼び出されたことが周囲の者に容易に分かるようなことは、規範第204条の趣旨からも避けるべきであり、少年の保護者等を呼び出す場合においても、当該保護者等が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。

また、少年を警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、警察職員が家庭へ出向くことや、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮するものとする。

(2) 少年、保護者等又は参考人を呼び出す場合には、呼出簿（少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「様式を定める訓令」という。）別記様式第40号）に所要事項を確実に記載して、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。

24 質問上の留意事項（第56条関係）

(1) 質問に当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いるとともに、少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立直りに資するよう努めること。

(2) 少年に対する質問は、任意の供述を得ることを目的とするものであり、強制にわたることがあってはならない。このため、「分からないこと」や「知らないこと」は「分からない」「知らない」と答えてほしいこと、「言いたくないこと」は言わなくてもいいこと等を伝えるものとする。その際、少年に「正直に話をしなくてもよい」という誤った意識を生じさせることがないように、個々の少年の状況等を踏まえつつ、分かりやすく伝えることに配慮すること。

(3) 質問を終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるよう努めること。

(4) 第2項中「適切と認められる者」の例としては、少年の同居の親族、少年の在学する学校の教員、少年を一時保護中の子ども相談センターの職員、弁護士である付添人等が対象となり得るところである。適切と認められる

かどうかについては、当該少年の保護又は監護の観点から個別に判断すること。その上で、立会いをさせるかどうかは、特に当該少年が低年齢少年である場合はその特性にも配慮しつつ、「当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資する」との趣旨に合致するかどうかという観点から、個別の事案に即して判断すること。

25 犯罪の疑いがある場合の措置（第57条関係）

低年齢少年の刑罰法令に触れる行為については、刑法上犯罪が成立せず、当該少年の当該行為につき逮捕及び捜査としての搜索、差押え若しくは検証を行い、又は当該少年を被疑者として取調べを行うなど、捜査の手続によってその事件を取り扱うことはできない。しかしながら、触法少年事件であると断定できない段階では、事案の真相を明らかにするための捜査を尽くす必要がある。

特に、殺人、強盗等の重要な事件については、明らかに低年齢少年によるものと認められる場合であっても、共犯関係にある者が存在する可能性があることに留意するものとする。

26 強制の措置等（第58条関係）

(1) 触法少年事件に係る事件の証拠物並びに少年法第24条の2第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する物件（以下「証拠物等」という。）については、同法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定に基づき措置することができる。

(2) 触法少年と他の被疑者とが共犯関係にある場合は、当該触法少年が所持する物件を、他の被疑者に関する捜査上の手続により押収することができる。

(3) (1)の証拠物等の取扱い及び保管については、「岐阜県警察証拠物件管理要領」（令和元年12月27日付け刑総第1277号ほか）の規定によるものとし、同要領中の「捜査主任官」は、「調査主任官」と読み替えるものとする。

27 還付等公告（第59条関係）

(1) 署長は、触法少年に係る事件について、押収物の還付を受けるべき者の所在不明その他の事由によりその物を還付することができない場合及び電磁的記録において、交付又は複写の相手方となるべき者の所在不明等の理由によりこれらを行うことができない場合には、次により警察署の掲示板に掲示して当該押収物の返還、交付及び複写（以下「還付等」という。）について公告しなければならない。

ア 公告は、還付等公告の対象たる押収物に係る事件の処理が終了後、速やかに行うものとする。

イ 公告は、押収物還付・交付・複写公告（別記様式第3号）に必要事項を記載して、警察署の掲示板に14日間掲示することによって行うものとする。

ウ 交付又は複写に関する公告にあつては、交付すべき記録媒体に記録

された電磁的記録又は複写を許すべき電磁的記録を特定するに足りる事項を公告するものとする。

エ 署長は、必要があるときは、押収の場所及び年月日並びに押収物の特徴についても公告することができる。

なお、「必要があるとき」とは、公告することによって権利者の権利回復に資することが予想されることをいう。この場合において、還付請求をする者が真の権利者であるかどうかを判断する決め手というべき事項については、公告しないように留意しなければならない。

オ 署長は、特に必要があるときは、公告の期間を延長することができる。

なお、「特に必要があるとき」とは、押収物が著しく高額貴重な物、特に由緒ある物等であって、特に権利者の権利回復の必要性の高いときをいう。

カ 公告期間が終了した押収物還付公告は、当該触法少年に係る事件の関係書類に添付すること。

(2) 公告をしたときから6か月以内に還付の申請がないときは、その物件は県に帰属し、公告をした日から6か月以内に交付又は複写の請求がないときは、交付又は複写をさせることを要しない。

(3) 調査主任官は、公告を経た押収物に関して、物品にあつては県帰属押収物品送付書（別記様式第4号）を、現金にあつては県帰属押収金通知書（別記様式第5号）を作成し、県帰属押収物とともに公告に係る警察署の会計課長に引き継ぐものとする。

28 子ども相談センターへの送致（第61条関係）

子ども相談センターに事件を送致するに当たっては、触法少年事件送致書（様式を定める訓令別記様式第32号）を作成し、これに身上調査表（様式を定める訓令別記様式第46号）その他の関係書類を添付して送致すること。

29 子ども相談センターへの通告（第62条関係）

子ども相談センター所長に事件を通告するに当たっては、児童通告書（様式を定める訓令別記様式第37号）を作成し、調査概要結果通知書（警察職員の職務等に関する規則第3条で定める別記様式）を添付して通告するものとし、必要に応じて調査報告書、申述書（様式を定める訓令別記様式第3号）又は答申書その他必要な書類を作成又は徴すること。

また、触法調査の過程において、当該少年が要保護児童であると認められた場合は、児童通告書により通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、口頭により通告し、その内容を記載した児童通告通知書（様式を定める訓令別記様式第37号の2）を事後に送付すること。

なお、口頭による通告については、電話等を含むものとし、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下同じ。）第25条第1項の規定による通告であることを告げ、児童通告書の記載事項を確実に伝達するとともに、時機を失することなく、児童通告通知書を当該子ども相談センターに送付するものと

する。

30 調査主任官（第68条関係）

- (1) 調査主任官は、当該事件のぐ犯調査の状況を詳細に把握するとともに、少年の特性に対する深い理解をもって、職務に当たるものとする。
- (2) 調査主任官の指名に当たっては、総合捜査管理システムに調査主任官を登録して管理し、責任を明確にした上で、被指名者が閲覧できる状態にしておくものとする。

31 呼出し・質問上の留意事項（第69条関係）

ぐ犯調査のため、少年、保護者又は参考人を呼出し、質問するに当たっては、第2の16及び17の定めるところによる。

32 ぐ犯少年の送致又は通告（第72条関係）

- (1) ぐ犯少年を家庭裁判所送致するに当たっては、ぐ犯少年事件送致書（様式を定める訓令別記様式第33号）を作成し、これに身上調査表その他の関係書類を添付して送致すること。
- (2) 子ども相談センターに事件を通告するに当たっては、児童通告書を作成し、通告すること。

なお、必要に応じて調査報告書、申述書、答申書その他必要な書類を作成又は徴すること。

33 被害少年に係る活動（第79条～第81条関係）

(1) 被害少年に対する支援

被害少年については、適切な助言を行うなど必要な支援を実施するものとする。人格形成期にある少年が犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた場合、その心身に与える影響が大きいことから、特別な配慮が必要である。

また、被害少年について、その精神的打撃の軽減を図るため、カウンセリングの実施、関係者への助言その他の継続的支援を実施することが特に必要と認められるときに保護者の同意を得ることとしたのは、被害少年のプライバシーに関わるが多いためである。

なお、特定少年である被害少年に対して継続的な支援を実施する場合には、本人の同意を得るものとする。

(2) 対象となる被害少年

対象となる被害少年は、おおむね次のいずれかに該当する被害少年であって、精神的な打撃の程度、加害行為の態様、被害の内容、少年の年齢、性別、生活の状況、家族の状況等を総合的に判断して、その健全な育成を図るため、特にカウンセリングの実施等による継続的な支援が必要と認められるものとする。

なお、犯罪として問えない行為による被害少年を含むものとする。

ア 「被害者連絡実施要領」（平成19年1月19日付け広第22号ほか）第2の2に掲げる身体犯及び第2の3に掲げる重大な交通事故事件の被害少年

イ いじめによる被害少年

- ウ 児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条で定めるものをいう。以下同じ。）による被害少年
- エ 少年の福祉を害する犯罪による被害少年
- オ その他その健全育成を図るため、継続的な支援が必要と認められる被害少年

34 少年の福祉を害する犯罪の被害少年の保護等（第83条関係）

少年の福祉を害する犯罪の被害少年については、身体的・精神的な打撃が大きく、心身に傷を受けたことが非行の原因となる場合もあることから、必要な支援を実施することとした。

例えば、いわゆる援助交際起因する児童買春事件にみられるように、被害少年において被害者意識が希薄であるために反復して被害に遭う場合も少なくないことから、少年の福祉を害する犯罪に係る事件について捜査をするほか、被害少年が再び被害に遭うことを防止するため、保護者や学校関係者等に配慮を求めるべきこととした。

なお、少年の福祉を害する犯罪については、風俗営業に係る18歳未満の者の使用や20歳未満の者に対する酒類又はたばこの提供にみられるように、特定の営業において反復継続的に少年が被害者となる場合もみられることから、同種の犯罪の再発を防止する観点から、少年の福祉を害する犯罪に係る事件に関係した事業者を指導・監督する行政機関に対し、当該事件について連絡し、必要な行政処分等を促すなどの必要な措置を執るものとする。

35 要保護少年に係る通告等（第84条関係）

18歳未満の要保護少年について、少年に保護者がいないとき、又は保護者に監護させることが不相当であると認められるときは、児童通告書又は口頭により子ども相談センターに通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該子ども相談センターへ送付するものとする。

口頭による通告については、電話等を含むものとし、児童福祉法第25条第1項の規定による通告であることを告げ、児童通告書の記載事項を確実に伝達するとともに、時機を失することなく、児童通告通知書を当該子ども相談センターに送付するものとする。

通告を行わない要保護少年についても、その保護者に対する助言、学校への連絡その他の必要な措置を執るものとする。

36 児童虐待を受けたと思われる児童の通告等（第85条関係）

(1) 子ども相談センターへの通告

児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに、児童通告書又は口頭により子ども相談センターに通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該子ども相談センターへ送付するものとする。

また、児童虐待を受けたと思われる児童に係る口頭による通告並びに児童通告書及び児童通告通知書の送付要領については、第2の35の例によるものとする。

なお、児童虐待の事実が必ずしも明らかでない場合であっても、児童虐待を受けたと思われる場合には、児童の早期保護のため、幅広く子ども相談センターに通告するものとする。

- (2) 児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童の安全確保を最優先とした対応の徹底を図るとともに、被害児童の保護に向けた関係機関との連携の強化、厳正な捜査と被害児童等の心情や特性に配慮した聴取、被害児童に対するカウンセリング等の支援及び少年警察部門への情報の集約と組織としての的確な対応を執るものとする。

また、再発を防止するために保護者に対する助言、学校への連絡等必要な措置を執るものとする。

37 少年事案処理簿（第88条関係）

児童虐待事案に関する相談を記録化した書類等少年事案処理簿に代わる書類があるときは、少年事案処理簿の作成を要しないものとする。

38 照会書等の管理簿及び索引簿（第92条関係）

- (1) 触法調査関係事項照会書、ぐ犯調査関係事項依頼書、触法調査の身上調査照会書及びぐ犯調査の身上調査依頼書の取扱いにあつては、「捜査関係事項照会書等取扱要綱」（平成16年11月8日付け刑総第683号ほか）を準用するものとし、同要綱中、3(1)の所定用紙のほかに

触法調査関係事項照会書（様式を定める訓令別記様式第26号）

ぐ犯調査関係事項依頼書（様式を定める訓令別記様式第27号）

身上調査照会書（様式を定める訓令別記様式第28号）

身上調査依頼書（様式を定める訓令別記様式第29号）

を加えるものとする。

- (2) 照会書等簿冊の管理簿冊として、

触法調査関係事項照会書等管理簿（別記様式第6号）

ぐ犯調査関係事項依頼書等管理簿（別記様式第7号）

触法調査関係事項照会書等索引簿（別記様式第8号）

ぐ犯調査関係事項依頼書等索引簿（別記様式第9号）

を備え付けるものとする。

附 則（平成19年11月1日付け少第674号）

この解釈及び運用基準は、平成19年11月1日から適用する。

附 則（平成24年6月22日付け少第220号）

この解釈及び運用基準は、平成24年6月22日から適用する。

附 則（平成27年6月29日付け少第295号）

この解釈及び運用基準は、平成27年6月29日から適用する。

附 則（平成29年12月20日付け少第366号）

この解釈及び運用基準は、平成30年1月1日から適用する。

附 則（令和元年8月27日付け少第223号）

この解釈及び運用基準は、令和元年8月27日から適用する。

附 則（令和元年12月27日付け少第305号）

この解釈及び運用基準は、令和2年1月1日から適用する。

附 則（令和4年8月25日付け少第293号）

この解釈及び運用基準は、発出の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年10月11日付け少第312号）

この解釈及び運用基準は、令和5年10月11日から適用する。